

# 社会福祉法人 共愛会

## 定 款

### 第1章 総 則

#### (目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、利用者の意向及び能力、適性が、可能な限り尊重された多様なサービスが総合的に提供されるよう創意工夫することにより、その利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、かつその有する能力に応じて自立した生活を地域社会において営むことが出来るよう支援することを目的として次の社会福祉事業を行う。

#### (1) 第一種社会福祉事業

(イ) 障害児入所施設の経営

(ロ) 障害者支援施設の経営

#### (2) 第二種社会福祉事業

(イ) 保育所の経営

(ロ) 障害福祉サービス事業の経営

(ハ) 放課後児童健全育成事業の経営

(ニ) 相談支援事業の経営

(ホ) 地域子育て支援拠点事業

#### (名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人共愛会という。

#### (経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手であるとの自覚と責任を踏まえ、その事業を確実、効果的、かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに自ら提供する福祉サービスの質の向上、並びに経営の透明性にも十分に配意し、もって地域福祉の一層の向上と推進に努めるものとする。

2 この法人は、第1条に掲げた第一種及び第二種社会福祉事業に加え、それらの事業の円滑な運営に支障のない限り、公益事業にも積極かつ自発的に取り組み、社会貢献に寄与するよう努めるものとする。

#### (事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を埼玉県羽生市大字砂山 210 番地に置く。

## 第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人の評議員の選任及び解任は、評議員選任委員会において行うものとする。

2 評議員選任委員会に関する規定は、これを別に定める。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年間に終了する会計年度の最後に開催される定時評議員会の終結する時までとし、再任を妨げない。

2 評議員の定数に欠員が生じたときは、速やかにこれを補い、評議員会の権能及びその事務に支障をきたさないよう万全の措置をとるものとする。任期満了前に退任した評議員の後任として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員には、当法人の予算の許す範囲内において、別に定める「評議員等報酬規程」に基づき、報酬を支給する。

2 「評議員等報酬規程」は理事会がこれを策定し、評議員会が承認する。

## 第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会はすべての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任に関すること
- (2) 理事及び監事並びに評議員の報酬基準等の審議と裁決に関すること
- (3) 理事及び監事の報酬等の額に関すること
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録等に関すること
- (5) 定款の策定及び改定に関すること
- (6) 残余財産の処分に関すること
- (7) 基本財産の処分に関すること
- (8) 社会福祉充実計画の審議及び承認
- (9) その他法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要に応じて開催するものとする。

(招 集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員の招集を請求された場合には、その請求があった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

(決 議)

第13条 評議員会の決議は、その審議内容について、特別な利害関係を有さない過半数の評議員の出席を経て、その過半数のもの同意がなければ行うことが出来ない。但し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

- 3 理事及び監事を選任する議案を決議するに当たっては、候補者ごとに第1項に定める方法により行わなければならない。又理事もしくは監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を超える場合は、過半数の同意を得た候補者の中から賛同数の多い順に選任するものとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印する。

## 第4章 理事及び監事

(理事及び監事の定数)

第15条 この法人に理事6名、監事2名を置く。

- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(理事及び監事の選任)

第16条 理事及び監事は評議員会の決議により選任する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長の専決事項は定款細則にこれを定める。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び羽生市長に報告するものとする。
- 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。
- 4 その他、法令に定められた権能及び義務を履行する。

(理事及び監事の任期)

第19条 理事及び監事の任期は、選任後2年間に終了する会計年度の最後に開催される定時評議員会の終結する時までとし、再任を妨げない。

- 2 理事及び監事の定数に欠員が生じたときは、速やかにこれを補い、理事会の機能及び監査業務に支障のないよう万全の措置をとるものとする。任期満了前に退任した理事又は監事の後任として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了する時までとすることができる。

(理事及び監事の解任)

第20条 理事及び監事が次のいずれかに該当した時は評議員会の決議により、その職務を停止し、もしくは解任することが出来る。

- (1) 職務上の義務に違反し、もしくは職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、もしくはこれに堪えられないと判断されたとき。

(理事及び監事の報酬等)

第21条 理事及び監事の報酬については、予算の範囲内において別に定める「評議員等報酬規程」に基づきこれを支給する。

- 2 「評議員等報酬規程」は、評議員会の議を経てこれを定める。

## 第5章 理事会

(構成)

第22条 理事会は全ての理事をもって構成する。

(権限)

第23条 理事会は次の権限を有する。

- (1) この法人の業務の執行全般に亘ること
- (2) 評議員選任委員の選任及び解任
- (3) 理事長及び執行役員の選任及び解任

(理事会)

第24条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。但し、日常の軽易な業務は定款細則第2条に定めるところにより理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
- 3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを召集しなければならない。
- 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 6 前項の場合において、あらかじめ書面又は電磁的記録により欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者としてみなす。
- 7 理事会の議事は、法令及び定款に特別の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。
- 9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録に署名又は記名押印しなければならない。

## 第6章 会長及び顧問

(会長及び顧問)

第25条 この法人に会長1名、顧問若干名を置くことが出来る。

(会長の選任)

第26条 会長は、この法人の基盤形成に顕著な功績のあった者、もしくは向後この法人の運営に多大な貢献が期待される者の中から1名を理事会が選任し、評議員会の同意を得て、理事長が任免する。

(会長の職務)

第27条 会長の職務はこの法人の運営各般に亘って指導的役割を担うものとし、必要があるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べ、もしくは、提言することが出来る。

(顧問の委嘱)

第28条 顧問は、有識者等の中から理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。

(顧問の職務)

第29条 顧問は、この法人の運営各般に亘る相談役的役割を担い、各役員の求めに応じ意見を述べる事が出来る。

(会長及び顧問の報酬)

第30条 会長及び顧問には、別に定める「評議員等報酬規程」に基づき、所定の報酬を支払うことが出来る。

## 第7章 執行役員

(執行役員)

第31条 この法人に執行役員若干名を置くことが出来る。

2 執行役員とは、週4日以上勤務して第32条に定める職務を遂行する役員をいう。

(執行役員の職務)

第32条 執行役員の職務は、総務、財務、庶務、各般に亘る事務的業務の総括的責任と関係機関との渉外、職員の採用、研修、福利厚生等、人事業務全般に関する企画と実施に関することとし、その実務の詳細は定款細則にこれを定める。

(執行役員の任免)

第33条 執行役員の任用及び解任は、理事会の議を経て理事長がこれを行う。

(執行役員の任期)

第34条 執行役員の任期は任用の日から満2ヶ年間とする。但し、再任を妨げない。

(執行役員の報酬)

第35条 執行役員の報酬は、「評議員等報酬規程」にこれを定める。

## 第8章 資産及び会計

### (資産の区分)

第36条 この法人の資産は、これを分けて基本財産その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、別紙基本財産の部に記載する各号の財産をもって構成する。
- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第45条に掲げる公益を目的とする事業のように供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

### (基本財産の処分)

第37条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、羽生市長の承認を得なければならない。但し、次の各号に掲げる場合には、羽生市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

### (資産の管理)

第38条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

### (事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画及び収支予算は、毎会計年度開始の日までに、理事長が策定し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の資料については、主たる事務所に当該会計年度が終了するまでの間、備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

### (事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の資料を作成し、監事の監査を受けた後、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の付属明細書

(6) 財産目録

2 前項の資料のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の資料については、定時評議員会に提出し、第1号の資料についてはその内容を報告、その他の資料については、その承認を得なければならない。

3 第1項の書類の他、次の書類を5年間、定款を常時、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第41条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第42条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか理事会において定める経理規定により処理する。

(臨機の措置)

第43条 予算を持って定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第9章 公益を目的とする事業

(目的)

第44条 この法人は、当該定款第3条（経営の原則等）の理念にのっとり、広く社会貢献に寄与する目的をもって社会福祉法第26条に規定する公益事業を行う。

(種別)

第45条 この法人の実施する公益事業は次の通りとする。

(1) 障害児（者）地域療育支援事業

(2) 共愛会デンタルクリニックの経営

(3) 地域高齢者、子育て世帯、その他の社会的弱者に対する支援並びに多様な福祉サービスの提供

(4) 災害時における避難施設の提供及び、寝具及び日用品等の貸与

## 第10章 解散

(解散)

第46条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第11章 定款の変更

(定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、理事会及び、評議員会の決議を得て、羽生市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を羽生市長に届け出なければならない。

## 第12章 公告の方法その他

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、社会福祉法人共愛会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第50条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長 岡村 武治  
理 事 阿部 朝治  
" 荒井 重雄  
" 梅沢 よね  
" 小磯 勝次  
" 清水 重善  
監 事 斎藤 圭一  
" 出井 治人

附 則

この定款は昭和37年4月3日から施行する。

附 則

この定款は昭和41年7月4日から施行する。

附 則

この定款は昭和54年8月28日から施行する。

附 則

この定款は昭和56年3月31日から施行する。

附 則

この定款は昭和57年6月1日から施行する。

附 則

この定款は昭和57年11月5日から施行する。

附 則

この定款は昭和62年6月23日から施行する。

附 則

この定款は昭和62年9月9日から施行する。

附 則

この定款は昭和63年6月15日から施行する。

附 則  
この定款は昭和63年11月26日から施行する。

附 則  
この定款は昭和63年12月20日から施行する。

附 則  
この定款は平成元年7月10日から施行する。

附 則  
この定款は平成2年6月25日から施行する。

附 則  
この定款は平成2年7月24日から施行する。

附 則  
この定款は平成2年8月16日から施行する。

附 則  
この定款は平成3年3月11日から施行する。

附 則  
この定款は平成4年2月28日から施行する。

附 則  
この定款は平成4年7月14日から施行する。

附 則  
この定款は平成4年9月11日から施行する。

附 則  
この定款は平成5年3月26日から施行する。

附 則  
この定款は平成5年7月6日から施行する。

附 則  
この定款は平成7年1月18日から施行する。

- 附 則  
この定款は平成7年7月14日から施行する。
- 附 則  
この定款は平成8年9月26日から施行する。
- 附 則  
この定款は平成9年2月26日から施行する。
- 附 則  
この定款は平成9年7月24日から施行する。
- 附 則  
この定款は平成9年10月16日から施行する。
- 附 則  
この定款は平成10年9月18日から施行する。
- 附 則  
この定款は平成10年11月25日から施行する。
- 附 則  
この定款は平成11年5月20日から施行する。
- 附 則  
この定款は平成12年1月6日から施行する。
- 附 則  
この定款は平成13年9月6日から施行する。
- 附 則  
この定款は平成14年6月7日から施行する。
- 附 則  
この定款は平成15年5月22日から施行する。
- 附 則  
この定款は平成16年1月14日から施行する。
- 附 則  
この定款は平成16年5月18日から施行する。

- 附 則  
この定款は平成17年4月18日から施行する。
- 附 則  
この定款は平成18年6月20日から施行する。
- 附 則  
この定款は平成18年11月22日から施行する。
- 附 則  
この定款は平成20年3月13日から施行する。
- 附 則  
この定款は平成21年2月13日から施行する。
- 附 則  
この定款は平成21年5月26日から施行する。
- 附 則  
この定款は平成22年8月19日から施行する。
- 附 則  
この定款は平成23年4月20日から施行する。
- 附 則  
この定款は平成23年11月24日から施行する。
- 附 則  
この定款は平成24年5月7日から施行する。
- 附 則  
この定款は平成25年8月30日から施行する。
- 附 則  
この定款は平成26年9月1日から施行する。
- 附 則  
この定款は平成29年4月1日から施行する。

別 紙

基 本 財 産

1 埼玉県羽生市大字砂山字下宿208番地（代表）所在の鉄筋コンクリート造	陸屋根2階建1棟	848.02 m <sup>2</sup>
全字208番地（代表）所在の重量鉄骨造陸屋根平家建1棟		452.14 m <sup>2</sup>
全字219番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建1棟		92.80 m <sup>2</sup>
全字211番地所在の木造スレート葺2階建1棟		175.54 m <sup>2</sup>
全字220番地所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建1棟		98.28 m <sup>2</sup>
全字104番地所在の鉄筋コンクリート造2階建1棟		383.65 m <sup>2</sup>
全字101番地（代表）所在の鉄筋コンクリート一部軽量鉄骨造	陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺2階建1棟	838.65 m <sup>2</sup>
全字106番地所在の鉄骨造ルーフトッキ葺2階建1棟		474.58 m <sup>2</sup>
全字107、108番地所在の重量鉄骨造3階建1棟		840.71 m <sup>2</sup>
（収容棟部分 701.90 m <sup>2</sup> 、 職員寮部分 138.81 m <sup>2</sup> ）		
全字228、229番地所在の重量鉄骨造陸屋根2階建1棟		538.95 m <sup>2</sup>
全字14番地1、12番地1、16番地1所在の鉄筋コンクリート造	陸屋根2階建1棟	1,252.27 m <sup>2</sup>
全字9番地1、12番地1所在の鉄骨造折板葺平家建1棟		108.54 m <sup>2</sup>
全字220番地所在の軽量鉄骨造鉄板葺2階建1棟		157.14 m <sup>2</sup>
埼玉県羽生市大字須影字上川田757番地4、759番地1、758番地2	所在の鉄骨造陸屋根2階建1棟	839.68 m <sup>2</sup>
同上番地所在の木造スレート葺平家建1棟（附属建物・保育所）		132.50 m <sup>2</sup>
全字759番地1所在の木造スレート葺平家建1棟		64.59 m <sup>2</sup>
埼玉県羽生市大字下川崎字今上1414番地所在の重量鉄骨造陸屋根平家建1棟		558.70 m <sup>2</sup>
全字1415番地1所在の重量鉄骨造陸屋根2階建1棟		984.15 m <sup>2</sup>
全字1415番地1所在の軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建1棟		267.32 m <sup>2</sup>
全字1416番地1所在の鉄骨造ルーフトッキ葺2階建1棟		439.20 m <sup>2</sup>
埼玉県羽生市大字下川崎字新田1139番地1所在の	木造コロニアル葺平家建1棟	141.59 m <sup>2</sup>
埼玉県羽生市大字砂山字下宿108番地（代表）所在の	鉄骨造陸屋根高床式2階建1棟	275.40 m <sup>2</sup>
全字9番地1（代表）所在の鉄筋コンクリート造鋼板葺2階建1棟		1,860.23 m <sup>2</sup>
全字10番地所在のステンレス鋼板造ステンレス鋼板葺平家建1棟（ポンプ室）		12.50 m <sup>2</sup>
全字100番地所在の鉄骨造ルーフィング葺2階建1棟		266.00 m <sup>2</sup>
全字104番地（代表）所在の鉄骨造陸屋根平家建1棟		92.70 m <sup>2</sup>
埼玉県羽生市大字須影字上川田745番地2、745番地1所在の	鉄骨造陸屋根2階建1棟	648.00 m <sup>2</sup>
埼玉県羽生市大字砂山字下宿219番地所在の鉄骨造鋼板葺2階建1棟		245.00 m <sup>2</sup>

埼玉県羽生市南羽生2丁目8番地13所在の鉄骨造鋼板葺2階建1棟	289.64 m <sup>2</sup>
埼玉県羽生市大字砂山字下宿19番地1他所在の 鉄筋コンクリート造陸屋根銅板葺3階建1棟	1644.99 m <sup>2</sup>
埼玉県羽生市大字砂山字下宿201番地3他所在の 鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板葺2階建1棟	741.58 m <sup>2</sup>
埼玉県羽生市大字砂山字下宿218番地他所在の 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建1棟	454.85 m <sup>2</sup>
埼玉県羽生市大字下川崎字今上1416番地1所在の 鉄骨造陸屋根2階建1棟	156.87 m <sup>2</sup>
埼玉県羽生市大字須影上川田745番地10所在の 木造合金メッキ鋼板葺平家建1棟	196.00 m <sup>2</sup>
埼玉県羽生市大字砂山字下宿218番地、210番地所在の 鉄筋コンクリート・鉄骨造合金メッキ鋼板葺2階建1棟	567.60 m <sup>2</sup>
埼玉県羽生市大字砂山字下宿219番地、220番地所在の 鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板葺平家建1棟	425.61 m <sup>2</sup>
埼玉県羽生市大字砂山字下宿103番地他所在の 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建1棟	451.80 m <sup>2</sup>
2 埼玉県羽生市大字砂山字下宿210番地所在の土地1筆	624.79 m <sup>2</sup>
全字208番地所在の土地1筆	773.55 m <sup>2</sup>
全字200番地1所在の土地1筆	661.00 m <sup>2</sup>
全字200番地3所在の土地1筆	41.61 m <sup>2</sup>
全字201番地3所在の土地1筆	431.00 m <sup>2</sup>
全字201番地4所在の土地1筆	87.96 m <sup>2</sup>
全字207番地2所在の土地1筆	40.61 m <sup>2</sup>
全字218番地2所在の土地1筆	85.40 m <sup>2</sup>
埼玉県羽生市大字下川崎字今上1413番地所在の土地1筆	571.90 m <sup>2</sup>
埼玉県羽生市大字砂山字下宿102番地1所在の土地1筆	512.00 m <sup>2</sup>
全字102番地2所在の土地1筆	509.00 m <sup>2</sup>
全字103番地所在の土地1筆	634.00 m <sup>2</sup>
全字104番地所在の土地1筆	1,087.00 m <sup>2</sup>
全字105番地所在の土地1筆	525.00 m <sup>2</sup>
全字106番地所在の土地1筆	522.00 m <sup>2</sup>
埼玉県羽生市大字須影字上川田757番地4所在の土地1筆	462.80 m <sup>2</sup>
全字759番地1所在の土地1筆	661.15 m <sup>2</sup>
全字757番地2所在の土地1筆	274.38 m <sup>2</sup>
全字758番地2所在の土地1筆	406.00 m <sup>2</sup>
埼玉県羽生市大字砂山字下宿10番地所在の土地1筆	945.00 m <sup>2</sup>
全字11番地2所在の土地1筆	525.00 m <sup>2</sup>
全字15番地所在の土地1筆	869.00 m <sup>2</sup>

全字8番地1所在の土地1筆	376.00 m <sup>2</sup>
全字9番地1所在の土地1筆	1,092.00 m <sup>2</sup>
全字12番地1所在の土地1筆	1,096.00 m <sup>2</sup>
全字14番地1所在の土地1筆	684.00 m <sup>2</sup>
全字16番地1所在の土地1筆	697.00 m <sup>2</sup>
埼玉県羽生市大字須影字上川田745番地1所在の土地1筆	337.00 m <sup>2</sup>
全字745番地2所在の土地1筆	423.00 m <sup>2</sup>
埼玉県羽生市大字砂山字下宿20番地所在の土地1筆	750.00 m <sup>2</sup>
埼玉県羽生市南羽生2丁目8番地13所在の土地1筆	358.93 m <sup>2</sup>
埼玉県羽生市大字砂山字下宿104番地2所在の土地1筆	105 m <sup>2</sup>
埼玉県羽生市大字砂山字下宿21番地1所在の土地1筆	539 m <sup>2</sup>
埼玉県羽生市大字砂山字下宿19番地1所在の土地1筆	596 m <sup>2</sup>
埼玉県羽生市大字下川崎字今上1414番地所在の土地1筆	1,328.92 m <sup>2</sup>
埼玉県羽生市大字下川崎字今上1415番地1所在の土地1筆	1,828.09 m <sup>2</sup>
埼玉県羽生市大字砂山字下宿209番地の土地1筆	456.19 m <sup>2</sup>
埼玉県羽生市大字砂山字下宿218番地の土地1筆	1,163.63 m <sup>2</sup>
埼玉県羽生市大字砂山字下宿219番地の土地1筆	1,249.58 m <sup>2</sup>
埼玉県羽生市大字砂山字下宿220番地の土地1筆	1,024.79 m <sup>2</sup>
埼玉県羽生市大字砂山字下宿11番地1所在の土地1筆	525.00 m <sup>2</sup>
埼玉県羽生市大字砂山字下宿91番地2所在の土地1筆	21.20 m <sup>2</sup>
埼玉県羽生市大字砂山字下宿91番地3所在の土地1筆	35.68 m <sup>2</sup>
埼玉県羽生市大字砂山字下宿100番地1所在の土地1筆	746.11 m <sup>2</sup>
埼玉県羽生市大字砂山字下宿101番地1所在の土地1筆	652.92 m <sup>2</sup>
埼玉県羽生市大字砂山字下宿101番地2所在の土地1筆	47.07 m <sup>2</sup>
埼玉県羽生市大字砂山字下宿211番地所在の土地1筆	631.40 m <sup>2</sup>
埼玉県羽生市大字砂山字下宿222番地所在の土地1筆	763 m <sup>2</sup>
埼玉県羽生市大字砂山字下宿228番地所在の土地1筆	277.68 m <sup>2</sup>
埼玉県羽生市大字砂山字下宿229番地所在の土地1筆	571.90 m <sup>2</sup>
埼玉県羽生市大字砂山字下宿107番地所在の土地1筆	343.00 m <sup>2</sup>
埼玉県羽生市大字砂山字下宿108番地1所在の土地1筆	308.64 m <sup>2</sup>
埼玉県羽生市大字砂山字下宿108番地2所在の土地1筆	329.35 m <sup>2</sup>
埼玉県羽生市大字下岩瀬字下岩瀬301番地所在の土地1筆(998 m <sup>2</sup> )のうち持分576分の60	
埼玉県羽生市大字下岩瀬字下岩瀬301番地所在の土地1筆(998 m <sup>2</sup> )のうち持分576分の99	
埼玉県羽生市大字下岩瀬字下岩瀬302番地1所在の土地1筆	700 m <sup>2</sup>
埼玉県羽生市大字下岩瀬字下岩瀬302番地2所在の土地1筆	297 m <sup>2</sup>
埼玉県羽生市大字下岩瀬字下岩瀬301番地所在の土地1筆(998 m <sup>2</sup> )のうち持分576分の417	
埼玉県羽生市大字下川崎字今上1416番地3所在の土地1筆	975 m <sup>2</sup>
埼玉県羽生市大字下川崎字今上1417番地1所在の土地1筆	621 m <sup>2</sup>
埼玉県羽生市大字下川崎字今上1418番地所在の土地1筆	1,619 m <sup>2</sup>
埼玉県羽生市大字下川崎字今上1419番地1所在の土地1筆	393 m <sup>2</sup>